

「小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討」

委託業務企画提案募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 事業名

小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討委託業務

(2) 事業期間

契約締結の日から平成31年3月20日まで

(3) 事業内容

別添「小型実証プラントを活用した資源循環利用システムの実践的検討業務委託仕様書」を参照し、具体的な実施内容等を企画提案すること。

2 応募参加資格

次にあげる要件を全て満たすものであること。

- (1) 本業務を遂行するために必要な知識、資格、業務経験等、事業を遂行する能力を有し、バイオマス利用（メタン発酵）に係る動向や活用事例等に精通した者を従事させ、石垣市内関係者との連絡・調整、必要に応じて現場に派遣等、十分な事業体制を確保でき、かつ資金等について、十分な管理能力を有していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (2) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共団体と資源循環に関する業務を受託した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (4) 単独の事業者で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店（営業所）などを設置している事業者であること。事業コンソーシアムで提案を行う場合には、県内に事務所または事業所を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 石垣市税等の滞納がないこと。
- (7) 応募者（コンソーシアムの場合は、1つのコンソーシアム）につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表するものが応募すること。
- (8) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 17:00 (厳守)

イ 提出場所 下記「10 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本応募要領及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 8】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 17:00 (厳守)

イ 提出場所 下記「10 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時農政経済課ホームページに掲載する。

(最終回答は、平成 30 年 7 月 10 日 (火)【予定】以降に行う。)

(4) 参考図書

本市がこれまで実施したメタン発酵成分分析結果等の資料について、企画提案書受付期間中に農政経済課にて開示する。

(5) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】

イ 会社概要 (組織図、業務内容、資格等)・・・・・・・・・・【様式 2】

ウ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

エ 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

オ スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

カ 業務遂行体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

キ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

ク 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】

ケ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 9】

コ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 10】

サ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 11】

シ 定款又は寄付行為 (法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

ス 真近 3 事業年度の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等) 又はこれに類する書類

セ 市税等について滞納がないことを証明する書類

ソ その他提案に関する資料 (プレゼンテーション資料)

(6) 提出部数

提出部数 10 部（正本 1 部、副本（複写） 9 部、ただし、クを除く。）

(7) 作成要領

ア 企画提案書

- ・用紙は、A4 判両面使用（A3 判は折込）とする。
- ・企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。

イ 積算見積もりについて

- ・各経費については、単価、数量、内訳等の見積もり条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- ・各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※ 1 円未満の未満の端数については切り捨てるものとする。

（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）

- ・積算の費目については、以下の内容で計算すること。

i 直接人件費

ii 直接経費

iii 再委託費

市との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費

iv 一般管理費

v 消費税

- ・直接経費として計上できない経費

i 建物等施設に関する経費

ii 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

iii その他事業に関係のない経費

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

ア 企画提案書及び提案説明（プレゼンテーション）等の内容を基に、石垣市農林水産部農政経済課が設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、業務委託候補の優先順位を決定する。

イ 審査にあたり、事前に石垣市職員が申請内容を確認するための聞き取りをすることがある。

ウ 選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会が第1位に選定したもの（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次順位の申請者を委託候補者とする。

(2) 審査基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 提案事業が事業目的に沿ったものになっているか。

イ 企画提案の内容や事業実施の方法が具体的であり的確であること。

ウ 事業提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、委託業務を迅速かつ的確に執行できる実施体制、財務基盤など必要な業務遂行能力を有しているか。

エ 事業を実施するに当たり、各項目の費用積算は経済的かつ合理的な積算となっているか。

(3) 企画提案内容審査（プレゼンテーション審査）日程

ア 日時：平成30年7月20日（金）午後予定

イ 場所：石垣市教育委員会 2階ホール

ウ 提出資料に基づき説明すること。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

エ 評価会場への入場者は3名以内とする。

(4) 結果の通知

審査結果については、審査後速やかに応募事業者全員に書面にて通知する。

5 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、採択されたものから見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、114条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

6 スケジュール

決定までのスケジュールは以下のとおり予定している。

平成 30 年 6 月 29 日 (金)	実施要項、仕様書公表
7 月 12 日 (木)	応募書類提出締切り
7 月 20 日 (金)	企画提案選定委員会
7 月 23 日 (月)	委託事業者決定及び審査結果通知
7 月 24 日 (火)	契約

7 提案総額の上限について

今回の企画提案については、22,000 千円（消費税込み）の範囲内でも積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保にかかる法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行っていないとせず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

10 問い合わせ先

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市 農林水産部 農政経済課 資源循環係 担当 金城・石垣

電話番号 0980-82-1307 FAX 0980-83-1427（総務課付け）

電子メールアドレス tokumi@city.ishigaki.okinawa.jp